



秋田県公報

目次

ページ

告示
市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等(五十四・市町村課)……1
教育委員会訓令
秋田県教育庁職員等服務規程の一部を改正する訓令(一・教育庁総務課)……4

告 示

秋田県告示第五十四号
市町村への権限移譲の推進に関する条例(平成十六年秋田県条例第七十一号。以下「条例」という。)(第十二条第二項(条例第十三条第三項において準用する場合を含む。))の規定により、次のとおり市町村が権限移譲対象事務又は経由事務を処理することとする。

平成十七年一月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等

市町村が処理することとする 権限移譲対象事務の範囲	市町村の名称	市町村が処理を 開始する期日
条例別表第一に定める事務	羽後町	平成十七年十月一日
条例別表第二に定める事務	羽後町	平成十七年十月一日
条例別表第三に定める事務	羽後町	平成十七年十月一日

条例別表第四に定める事務	横手市、男鹿市	平成十七年四月一日
条例別表第五に定める事務	羽後町	平成十七年十月一日
条例別表第七に定める事務	横手市、男鹿市	平成十七年四月一日
条例別表第九に定める事務	羽後町	平成十七年十月一日
条例別表第十に定める事務	横手市	平成十七年四月一日
条例別表第十一に定める事務	羽後町	平成十七年十月一日
条例別表第十二に定める事務	横手市、男鹿市	平成十七年四月一日
条例別表第十六に定める事務	羽後町	平成十七年十月一日
条例別表第十八に定める事務	藤里町	平成十七年四月一日
条例別表第十九に定める事務	羽後町	平成十七年十月一日
条例別表第二十に定める事務	秋田市	平成十七年四月一日
条例別表第二十一に定める事務	羽後町	平成十七年十月一日
条例別表第二十二に定める事務	鹿角市	平成十七年四月一日

条例別表第二十三に定める事務	羽後町	平成十七年十月一日
条例別表第二十六に定める事務	能代市、男鹿市	平成十七年四月一日
	羽後町	平成十七年十月一日
条例別表第二十七に定める事務	能代市、男鹿市	平成十七年四月一日
	羽後町	平成十七年十月一日
条例別表第二十八に定める事務	横手市	平成十七年四月一日
	羽後町	平成十七年十月一日
条例別表第二十九に定める事務	羽後町	平成十七年十月一日
条例別表第三十に定める事務	横手市、羽後町	平成十七年四月一日
条例別表第三十一に定める事務	横手市、羽後町	平成十七年四月一日
条例別表第三十三に定める事務	能代市	平成十七年四月一日
条例別表第三十四に定める事務	能代市	平成十七年四月一日
条例別表第三十五に定める事務	能代市	平成十七年四月一日
条例別表第三十六に定める事務	能代市	平成十七年四月一日
条例別表第三十七に定める事務	能代市	平成十七年四月一日
条例別表第三十八に定める事務	能代市	平成十七年四月一日
条例別表第三十九に定める事務	小坂町	平成十七年四月一日
条例別表第四十に定める事務	能代市	平成十七年四月一日

条例別表第四十一に定める事務	能代市	平成十七年四月一日
条例別表第四十二に定める事務	能代市	平成十七年四月一日
条例別表第四十三に定める事務	能代市、鹿角市、 湯上市、藤里町、 東成瀬村	平成十七年四月一日
条例別表第四十六に定める事務	横手市、藤里町、 羽後町	平成十七年四月一日
条例別表第四十七に定める事務	秋田市、能代市、 横手市、藤里町、 羽後町	平成十七年四月一日
条例別表第四十八に定める事務	秋田市、能代市、 横手市、藤里町、 羽後町	平成十七年四月一日
条例別表第四十九に定める事務	秋田市、能代市、 羽後町	平成十七年四月一日
	上小阿仁村	平成十七年十月一日
条例別表第五十に定める事務	上小阿仁村	平成十七年十月一日
	秋田市、能代市、 羽後町	平成十七年四月一日
条例別表第五十一に定める事務	上小阿仁村	平成十七年十月一日
	秋田市、能代市、 横手市、大館市、 羽後町	平成十七年四月一日

条例別表第六十六に定める事務	条例別表第六十一に定める事務	条例別表第六十に定める事務	条例別表第五十九に定める事務	条例別表第五十八に定める事務	条例別表第五十七に定める事務	条例別表第五十六に定める事務	条例別表第五十五に定める事務	条例別表第五十二に定める事務
上小阿仁村 男鹿市、鹿角市	上小阿仁村 東成瀬村 男鹿市、鹿角市、 八郎瀧町、羽後町、 横手市、大館市、 秋田市、能代市	上小阿仁村 東成瀬村 男鹿市、鹿角市、 八郎瀧町、羽後町、 横手市、大館市、 秋田市、能代市	上小阿仁村	鹿角市、羽後町	鹿角市、羽後町	鹿角市、羽後町	秋田市、能代市、 藤里町、羽後町	秋田市、能代市、 横手市、大館市、 男鹿市、羽後町
平成十七年十月一日	平成十七年四月一日	平成十七年四月一日	平成十七年十月一日	平成十七年四月一日	平成十七年四月一日	平成十七年四月一日	平成十七年四月一日	平成十七年四月一日

二 市町村が処理することとする経由事務の範囲等

条例別表第八十五第五号に定める事務	市町村が処理することとする 経 由 事 務 の 範 囲	市町村が処理することとする 経 由 事 務 の 範 囲	条例別表第六十七に定める事務	条例別表第六十九に定める事務	条例別表第七十に定める事務	条例別表第七十一に定める事務	条例別表第八十一に定める事務	条例別表第八十二に定める事務	条例別表第八十四に定める事務
秋田市	市町村の名称	市町村が処理を 開始する期日	能代市、鹿角市	上小阿仁村 八郎瀧町、羽後町、 横手市、鹿角市	上小阿仁村 秋田市、横手市、 鹿角市、八郎瀧町、 羽後町、東成瀬村	鹿角市 上小阿仁村	鹿角市、羽後町 上小阿仁村	鹿角市、羽後町 上小阿仁村	上小阿仁村 鹿角市、羽後町
平成十七年四月一日			平成十七年四月一日	平成十七年四月一日	平成十七年十月一日	平成十七年四月一日	平成十七年十月一日	平成十七年四月一日	平成十七年四月一日

条例別表第八十五第六号に定める事務	秋田市	平成十七年四月一日
条例別表第八十五第七号に定める事務	秋田市	平成十七年四月一日
条例別表第八十五第八号に定める事務	秋田市	平成十七年四月一日
条例別表第八十五第九号に定める事務	秋田市	平成十七年四月一日
条例別表第八十五第十号に定める事務	秋田市	平成十七年四月一日
条例別表第八十五第十一号に定める事務	秋田市	平成十七年四月一日
条例別表第八十五第十二号に定める事務	秋田市	平成十七年四月一日
条例別表第八十五第十三号に定める事務	秋田市	平成十七年四月一日
条例別表第八十五第十四号に定める事務	秋田市	平成十七年四月一日
条例別表第八十五第十五号に定める事務	秋田市	平成十七年四月一日
条例別表第八十五第十六号に定める事務	秋田市	平成十七年四月一日
条例別表第八十五第十七号に定める事務	秋田市	平成十七年四月一日
条例別表第八十五第十八号に定める事務	秋田市	平成十七年四月一日
条例別表第八十五第十九号に定める事務	秋田市	平成十七年四月一日
条例別表第八十五第二十号に定める事務	秋田市	平成十七年四月一日
条例別表第八十五第二十一号に定める事務	秋田市	平成十七年四月一日
条例別表第八十五第二十二号に定める事務	秋田市	平成十七年四月一日

条例別表第八十五第二十三号に定める事務	秋田市	平成十七年四月一日
条例別表第八十五第二十四号に定める事務	秋田市	平成十七年四月一日

教育委員会訓令

秋田県教育委員会訓令第一号

秋田県教育庁職員等服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十七年一月十四日

秋田県教育委員会教育長 小野寺 清

秋田県教育庁職員等服務規程の一部を改正する訓令
秋田県教育庁職員等服務規程(昭和二十八年秋田県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中、「(秋田県旅費支給規則(昭和二十八年秋田県規則第六十三号)別記様式2)を用いるものとする。」「を削り、「記入する」を「記録し、又は記載する」に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年一月十七日から施行する。

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
各 教 育 機 関

発行者 秋 田 県
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 082-8766-0000
FAX 082-8766-0005
E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp